

島根県スキー連盟表彰規程

平成4年11月23日 制定
平成8年11月4日 改正
平成10年10月31日 改正
平成23年10月1日 改正
令和5年9月30日 改正

(根拠及び目的)

第1条 この規程は、本連盟規約第25条第2項の規定に基づき、永年にわたり本連盟の運営発展に貢献し、その功績が特に顕著なもの及び永年スキー（以下、スノーボードを含む。）界の健全な振興に寄与し、他の模範となるものに対して、表彰することを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象となるものは、次のとおりとする。

□ スキー功労者表彰

次のいずれかに該当する者とする。

- ア 本連盟の役員として、永年にわたり本連盟の運営の発展に貢献し、顕著な功績のあった者
- イ 各種公認資格者として、スキー競技会、講習会、検定会等の開催や運営、実施に永年携わり、スキー技術の向上やスキーの振興に貢献した者
- ウ 公認パトロール資格者としてスキー傷害の防止対策や研究に永年功績のあった者
- エ 選手育成に永年携わり、卓越した指導力により、優秀な人材を輩出し、スキー競技力の向上と発展に功績のあった者
- オ 地域の加盟団体（クラブ等）の健全育成と普及発展に永年貢献した者
- カ 本連盟を代表し、全日本スキー連盟等の役員として活躍し、永年スキー界の健全な普及発展に寄与した者
- キ スキーに関する知識、経験が深く、人格識見が卓越した者で、永年スキー界の発展に貢献した者

□ 優秀選手表彰

次に該当する者で、生活態度等他の模範となる者

- ア 全国規模の公式競技等で優秀な成績を収めた者

□ 優良団体表彰

次のいずれかに該当する者

- ア スキーの健全な普及と発展に寄与した団体
- イ 優秀な選手を育成輩出した団体

(被表彰者の推薦)

第3条 加盟団体の長及び専門部の長は、この規程に該当するものがあるときは、本連盟会長あてに推薦するものとする。

(被表彰者の選考)

第4条 各加盟団体の長及び専門部の長から推薦のあったものを、理事会において選考し決定する。

(表彰の授与等)

第5条 この表彰は、その年度に実施する本連盟主催の指導員研修等の場において執り行うものとする。

2. この表彰は、本連盟の機関誌「スキーしまね」に掲載し、永くその榮譽をたたえるものとする。
(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の議決によるものとする。